平成２１年（フ）第９６２号
神戸市灘区桜ヶ丘町６番27号
破産者　本郷　壽一
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３１号
神戸市北区ひよどり台５丁目７番地　市営ひよどり台住宅63―506号
破産者　岸本設備工業こと　岸本　昇三
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第７０３号
愛知県名古屋市中村区佐古前町22―８―1002、住民票上の住所兵庫県神戸市向洋町中５丁目１番地521号棟1503号室
破産者　桑原　　猛
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第１０８０号
兵庫県西宮市枝川町14番86―205号、開始決定時の住所兵庫県芦屋市翠ケ丘町７番３号
破産者　森　雄一郎
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第１１２１号
大阪市港区三先２丁目12番６―501号、開始決定時の住所兵庫県西宮市南甲子園２丁目１番１―601号
破産者　三木勝二郎
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５９８号
兵庫県尼崎市東塚口町１―４―12プチ塚口302号室、住民票上の住所兵庫県伊丹市緑ヶ丘６丁目25番地第２久保マンション302号
破産者　根津　　允
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６２号
兵庫県たつの市御津町中島1421番地、従前の住所兵庫県たつの市御津町釜屋410番地12
破産者　和田　貴伸
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第２６号
和歌山県御坊市薗170番地、住民票上の住所和歌山県日高郡日高町大字高家1150番地の５
破産者　西岡　千穂
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第５１３号
熊本市清水新地５丁目12番１―520号
破産者　中道　光春
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５１４号
熊本市清水新地５丁目12番１―520号
破産者　中道　成子
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２７３号
鹿児島県鹿児島市山下町12番４―406号
破産者　宮崎あゆみ
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第６０５号
仙台市若林区白萩町７番１号
破産者　藤井　隆行
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第９０５号
仙台市宮城野区栄４丁目16番13号　レジデンス結城102
破産者　菅沼寿美代
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２００号
山形市大字船町55番地
破産者　海谷　淳一
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２４号
富山県高岡市中曽根317番地６
破産者　本江　高幸
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第１６１号
富山県高岡市駅南１丁目５―15　ＦＩＳＴＡ駅南207号
破産者　宮原　勝則
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第４２号
石川県小松市串町南５番地１、破産手続開始決定時の住所石川県小松市村松町丙83番地
破産者　マツモトドーロこと　松本　　剛
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第８８号
石川県能美郡川北町字土室丙101番地１　サンハイム川北１―105
破産者　小村　美香
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第５９４号
滋賀県草津市橋岡町158番地の１
破産者　フカダ工務店こと　深田　正博
1　決定年月日　平成21年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部